

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

目 次

I 認証評価結果	2-(17)-3
II 章ごとの評価	2-(17)-4
第 6 章 入学者選抜等	2-(17)-4
<参 考>	2-(17)-7
自己評価書等	2-(17)-9

I 認証評価結果

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に関して、追評価において基準6－1－4を満たしていると判断し、先の評価と併せて、法科大学院評価基準に適合している。

II 章ごとの評価

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試制度検討委員会」及び「入学者選抜委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育理念に照らして、「①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力など、法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜する」として設定し、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育理念、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする「一般選考」と、社会人または非法学部出身者を対象とする「特別選考」を設け、それぞれ第1次選抜及び第2次選抜を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、出身大学、成績結果、法律科目試験問題、小論文試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、平成19年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）において基準を満たしていないと判断された「3年課程と2年課程を併願した場合の3年課程の選抜については、法学未修者に対しても学修評価枠において主として法律科目試験の成績が考慮されている」点については、選抜方法の改善により、問題点は解消され、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜

において適性試験の成績及び提出書類などによる書類審査を行い、第2次選抜において、「一般選考」では、3年課程については小論文試験を課した上で適性試験の成績・小論文試験の成績・学修評価を考慮し、2年課程については法律科目試験を課し、「特別選考」では、小論文試験及び面接試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、小論文試験、面接試験、志望理由書、語学能力を証明する書類等の提出によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約50%、平成17年度は約35%、平成18年度は約40%、平成19年度は約35%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員300人に対し、平成19年度の在籍者数は261人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者受入について、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

追評価において基準6-1-4を満たしていると判断し、先の評価と併せて、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 東京都と札幌市で入学希望者等に対する法科大学院説明会を開催し、アドミッション・ポリシー等に関する事前周知に努めている。
- 入学者選抜において、「顕著な社会実績を有する者」又は「法学以外の分野で顕著な実績を有する者」を対象とする「特別選考」が行われている。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko_hokkaido_h200903.pdf

また、先の評価における評価結果及び、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文、自己評価書の別添として提出された資料一覧についても、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/houka/jiko_hokkaido_h200803.pdf

評価結果 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/houka/hokkaido_h200803.pdf